訳注

『夷堅志』明州関連記事訳注稿（上）

高西成介・塩卓悟

はじめに

本稿は、南宋の洪邁による文言小説集『夷堅志』より、明州（北宋代は両浙路、南宋代は両浙東路に属した。現在の浙江省寧波市）に関する記事を抽出し、訳注を施したものである。（後掲『夷堅志』明州関連記事一覧参照）

本稿は、特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生」の研究の一端として企図された。宋代の人びとが、寧波および寧波を起点とする海域をいかなる場として認識していたのかを考える上で、『夷堅志』のような小説集の分析が果たす役割は決して小さくはない。荒唐無稽に見える小説記事はまた、当時の人びとの意識の投影でもあるからである。

また、編者の洪邁は明州に居住したことはなく、明州関連の記事は、他の情報提供者から得たものであるが、その土地の風土に関する記載は比較的正確で、信頼の出来るものである。① 宋代明州の社会や風俗などを考える資料としても、『夷堅志』は重要な意味を持つといえるだろう。

『夷堅志』は、『直斎書録解題』巻十一小説家類には、

夷堅志甲至癸二百巻、支甲至支癸一百巻、三甲至三癸一百巻、四甲四乙二十巻、大凡四百二十巻（夷堅志甲より癸に至る二百巻、支甲より支癸に至る一百巻、三甲より三癸に至る一百巻、四甲四乙二十巻、大凡四百二十巻なり）。

とあるように、そもそもは四百二十巻であったようである。また、『夷堅志』乙志冒頭にある洪邁の序には、次のようにある。

夷堅初志成、士大夫咸傳之、今鏤板于閩、于蜀、于婺、于臨安、蓋家有其書（夷堅初志成るや、士大夫 咸な之を伝へ、今 板を閩に、蜀に、婺に、臨安に鏤る、蓋し家々に其の書有り）。

この記述からも、『夷堅志』が執筆当時から世間の注目を浴び、次々に中国各地に伝えられて人気を博していた様子がうかがえる。その結果として『夷堅志』は、多種多様なテクストが乱立する形となった。

その一方で、元代に編纂された『宋史』芸文志小説類には、「夷堅志六十巻甲、乙、丙志。夷堅志八十巻丁、戊、己、庚志」と記載されており、このころにはすでにその多くが散逸していたことがうかがえる。

今回の訳注にあたっては、現在もっとも広く用いられている何卓点校『夷堅志』（中華書局、一九八一年）を使用し、あわせて『夷堅志』（涵芬楼蔵新校輯活字本影印、中文出版社、一九八〇年）を随時参照した。なお、本文の括弧内は中華書局本の原注である。

明州記事の抽出は塩卓悟が行い、訳注は塩と高西が分担して行った。そして、できあがった草稿を互いに交換し、さらに検討を加えている。それぞれの訳注の担当者名は、話の最後に明記した。宋代史を専門とする塩と、六朝唐の文学を専門とする高西という、異分野の研究者同士の協働作業は、楽しく刺激的なものであった。とはいえ、本稿にその成果を十全に反映できたわけではない。次稿以降の課題としたい。

（注）

①塩卓悟「歴史史料としての『夷堅志』—その虚構と史実—」（『中国

筆記小説研究』六、二〇〇二年）

（高西成介）

［底本］

『夷堅志』何卓点校、中華書局、一九八一年。

［主要参考文献］

『夷堅志』（涵芬楼蔵新校輯活字本影印）、中文出版社、一九八〇年。

張万鈞主編『文白対照全訳夷堅志』、中州古籍出版社、一九九四年。

李宏主編『夷堅志』（文白対照全訳本）、北京燕山出版社、一九九七年。

『夷堅志』明州関係記事一覧（○印が本稿で取り上げた作品である）

○1	甲志巻七、「蒋員外」	情報提供者	李郁
○2	甲志巻十、「昌国商人」	情報提供者	張昭
○3	甲志巻十一、「趙敦臨夢」	情報提供者	不明
4	甲志巻十四、「潮部鬼」	情報提供者	不明
○5	甲志巻二十、「王璧魁薦」	情報提供者	唐閎
6	乙志巻二、「張夢孫」	情報提供者	日智
7	乙志巻八、「長人国」	情報提供者	何佾
8	乙志巻十、「呉信叟」	情報提供者	王剛中
9	乙志巻十三、「海島大竹」	情報提供者	趙綱立
10	丙志巻十二、「僧法恩」	情報提供者	不明
○11	丁志巻十四、「明州老翁」	情報提供者	徐閎
12	支志丁巻三、「虞一殺螺」	情報提供者	呂大年
13	支志丁巻六、「証果寺習業」	情報提供者	余魏思
14	支志戊巻五、「劉元八郎」	情報提供者	王司理
○15	支志庚巻七、「明州学堂小亀」	情報提供者	不明
16	支志癸巻九、「鯉魚玉印」	情報提供者	李大東
17	三志己巻一、「京師貧士相」	情報提供者	李子求
18	三志辛巻二、「洞天真人殿」	情報提供者	不明
19	三志壬巻八、「仏授羊肝円」	情報提供者	楊昭然
20	志補巻十五、「奉化三堂神」	情報提供者	不明
21	志補巻二二、「懶堂女子」	情報提供者	不明
22	志補巻二二、「鳴鶴山」	情報提供者	不明

◎蒋員外（甲志巻七）

【本文】

明州定海縣人大（葉本無「大」字）蒋員外者、輕財重義。聞子姪不肖鬻田産者、必随其價買之。既久、度其無以自給、復舉以還、不取錢。已而又賣、既買又還、至有數四者。

嘗泛海欲趨郡。往柁樓便旋、爲回風所擊、遂溺水。舟人挽其衣救之、不可制、（葉本作「得」）舟行如飛。方號呼次、遙見一人冉冉立水上、隨風赴舟所、視之乃蒋也。急取之、問所以。曰、「方溺時、覺有一物如蓬藉吾足、適順風吹蓬相送、故得至」人以爲積善報云。李郁光祖説。

【語釈】

○**明州定海縣**　定海県は、現在の浙江省寧波市鎮海区一帯。　○**大蒋員外**　「大」は一族の年長者をいう。「員外」は「員外郎」のこと。

定員外の官をいう。当時お金によってこの官職を買うことができたため、小説や戯曲中ではたびたびお金と権勢を持った人物を称する際にも用いられた。　**○子姪**　兄弟の子。　**○無以自給**　自らの力では生活が成り立たないことをいう。『大唐新語』巻十二勧励に、「徐文遠、齊尚書令孝嗣之孫。江陵被虜至長安、家貧、無以自給（徐文遠は、斉の尚書令 孝嗣の孫なり。江陵に虜にせられ長安に至る、家貧しく、以て自給すること無し）」とある。　**○柁楼**　「柁」は「舵」に通じ、舵を取る船室のやぐらをいう。楼のように高いことから、このように称される。南方の大きな船には、船尾に舵楼を持つものがあった。杜甫「陪鄭廣文遊何将軍山林十首其二」（鄭広文に陪して何将軍の山林に遊ぶ十首其の二）」に、「百頃風潭上、千重夏木清。卑枝低結子、接葉暗巣鶯。鮮鯽銀絲鱠、香芹碧澗羹。翻疑舵樓底、晩飯越中行（百頃 風潭の上、千重 夏木清し。卑枝 低く子を結び、接葉 暗に 鶯を巣くはしむ。鮮鯽 銀絲の 鱠、香芹 碧澗の 羹。翻つて疑ふ舵楼の底、晩飯 越中を行くかと）」とあり、『杜詩詳注』では「南方大船、尾有舵楼（南方に大船あり、尾に舵楼有り）」と注している。　**○旋**　小便をする。『春秋左氏伝』定公三年に、「夷射姑旋焉（夷射姑 焉に旋す）」と見え、杜預注に「旋、小便（旋、小便なり）」とある。　**○號呼**　大声で泣き叫ぶこと。『後漢書』巻二二劉隆伝に、「百姓嗟怨、遮道號呼（百姓嗟き怨み、道を遮りて号呼す）」とある。　**○次**　動作の進行をあらわす。元稹「出門行二首」其二に、「獻珠龍王宮、値龍覓珠次、但喜復得珠、不求珠所自（珠を龍王宮に献ずるに、龍の珠を覓むる次に値たり、但だ復た珠を得たるを喜び、珠の自る所を求めず）」とある。　**○冉冉**　ゆったりとしたさまをいう。　**○順風**　追い風。　**○蓬**　植物の名。秋になると枯れて、風に吹かれて飛びめぐる性質を持つ。日本の「ヨモギ」とは異なる。曹植「雑詩其二」（『文選』巻二九）に、「轉蓬離本根、飄颻随長風（転蓬 本根を離れ、飄颻として長風に随ふ）」とある。前野直彬『風月無尽』（東京大学出版会、一九七二年）、向島成美『漢詩のことば』（大修館書店、一九九八年）などを参照。　**○李郁**　生没年一〇八六～一一五〇年。字は光祖、福建邵武軍の人。楊時に学んで学問を修め、紹興（一一三一～一一六二年）初期に召されて刪定官となったが、秦檜が権力を握ると、西山に隠居して、西山先生と号した。『易伝』『論孟遺稿』などの著作がある。『宋元学案』巻二十五、「西山先生李公墓表」参照。

【書き下し】

明州定海県の人 大蒋員外は、財を軽んじ義を重んず。子姪の不肖にして田産を鬻ぐ者あるを聞けば、必ず其の価に随ひてこれを買ふ。既に久しうして、其の以て自給すること無きを度りて、復た挙く以て還し、銭を取らず。已にして又た売るに、既に買ひ又た還し、至ること数四なる者有り。

嘗て海に泛び郡に趨かんと欲す。柁楼に往きて便ち旋するに、回風の撃つ所と為り、遂に水に溺る。舟人其の衣を挽き之を救はんとするも、制すべからず、舟 行くこと飛ぶが如し。方に号呼せし次、遥かに一人の冉冉として水上に立つを見、風に随ひ舟の所に赴くに、之を視れば乃ち蒋なり。急ぎ之を取り、所以を問ふ。曰く、「方に溺れし時、一物の蓬の如きもの有りて吾が足に藉くを覚ゆ、適に順風 蓬を吹きて相送る、故に至るを得たり」と。人 以て積善の報を為すと云ふ。李郁光祖説へり。

【現代語訳】

明州定海県の人蒋員外は、財を軽んじ義を重んずる人であった。兄

弟の子供に愚かで田畑財産を売り払う者がいると聞けば、必ずその売値でそれを買ってやった。しばらくして、生活がなりたたなくなったであろうと考え、またすべてを還して、お金を取らなかった。しばらくしてまたそれが売りに出されると、買っては還し、こうすることがたびたびであった。

かつて（蒋は）海路で郡に行こうとした。（蒋が）船室のやぐらに行って小便をしたところ、つむじ風にあおられて海水に落ちて溺れてしまった。乗組員が服を引っぱって助けようとしたが、つかまえることができず、船は飛ぶように進んで行ってしまった。（船の上の人たちが）大声で泣き叫んでいたその時、はるかに一人の人物がゆったりと水上に立っているのが見え、風にしたがって船の所にやってきたが、その人を見るとまさに蒋員外であった。急いでこれを助け上げ、どうしたのかを問うた。彼は、「まさに溺れたとき、蓬のような物が足もとに敷かれるのを感じた。折良く追い風がよもぎに吹きつけ運んでくれた。だからここにたどり着くことができたのだよ」と言った。人はこれを善行を積んだことの報いだと言い合ったのである。李郁光祖語る。

【補説】

海難や水難に遭うものの、超自然的な力で救われるという話は、古小説中にしばしば見られる。おそらくその原型は、仏教説話であろう。たとえば、劉宋の傅亮の『光世音応験記』には、船で遭難した際に観世音を呼び続けることで救われたエピソードが見える。本話にはそうした仏教色は見えず、義を重んじ善行を行った報いとして描かれている。

（高西成介）

◎昌国商人（甲志巻十）

【本文】

宣和間、明州昌國人有爲海商、至巨島泊舟。數人登岸伐薪、爲島人所覺、遽歸。一人方溷、不及下、遭執以往、縛以鐵綆、令耕田。後一二年、稍熟、乃不復縶。

始至時、島人具酒會其鄰里、呼此人當筵、燒鐵箸灼其股、毎頓足號呼、則哄堂大笑。親戚間聞之、才有宴集、必假此人往、用以爲戲。

後方悟其意、遭灼時、忍痛嚙齒不作聲、坐上皆不樂、自是始免其苦。凡留三年、得便舟脱歸。兩股皆如龜卜。張昭時爲縣令、爲大人言。

【語釈】

○**宣和**　一一一九～一一二五年。北宋第八代皇帝徽宗（在位一一〇〇～一一二五年）の年号。　○**昌國**　昌国県は現在の浙江省舟山市定海区一帯。　○**海商**　海上貿易に従事する人をいう。　○**溷**　用を足しに行くことをいう。　○**筵**　宴会の席。李白の「憶舊遊寄譙郡元參軍（旧遊を憶い譙郡の元参軍に寄す）」詩に、「當筵意氣凌九霄、星離雨散不終朝（筵に当たりて意気　九霄を凌ぎ、星離雨散　朝を終えず）」とある。　○**頓足號呼**　「頓足」は、足をふみならすこと。「號呼」は、大声で叫ぶこと。ここでは、鉄箸を焼いてその股を焼くといった仕打ちをうけ、苦しんで足をじたばたし、叫び声をあげている様子をいう。　○**哄堂大笑**　部屋中の人が大笑いする。　○**便舟**　都合の良い舟。　○**龜卜**　亀の甲羅を焼いて、そこに現れたひび割れを用いた吉凶占い。　○**張昭**　未詳。　○**大人**　洪邁の父洪皓のこと。洪皓、字は光弼、鄱陽の人である。生没年は、一〇八八～一一五五年。政和

五（一一一五）年に進士に及第、同年の合格者に秦檜がいる。建炎三（一一二九）年、大金通問使に命ぜられ金に赴くも、その後長く金に留め置かれ、紹興十三（一一四三）年に帰国している。帰国後は、秦檜の党派の弾劾にあい、南方に左遷され、紹興二五（一一五五）年に没した。謚は忠宣。著書に、『鄱陽集』、『松漠紀聞』などがある。伝は、『宋史』巻三七三に見える。

【書き下し】

宣和の間、明州昌国の人 海商と為る有り、巨島に至りて舟を泊む。数人 岸に登り薪を伐るに、島人の覚ゆる所と為り、遽かに帰る。一人 方に溷し、下るに及ばざるに、執に遭ひ以て往き、縛るに鉄絙を以てし、田を耕さしむ。後一二年、稍く熟れ、乃ち復た縶がれず。始め至りし時、島人 酒を具へ其の隣里に会し、此の人を呼びて筵に当たり、鉄箸を焼き其の股を灼き、頓足号呼する毎に、則ち哄堂大笑す。親戚の間 之を聞き、才かに宴集有れば、必ず此の人を仮りて往き、用ひて以て戯と為す。

後 方に其の意を悟り、灼くに遭ふ時、痛みを忍び歯を噛み声を作さざれば、坐上 皆な楽しまず、是れ自り始めて其の苦を免がる。凡そ留まること三年、便舟を得て脱げ帰る。両股 皆な亀卜の如し。張昭 時に県令為り、大人の為に言へり。

【現代語訳】

宣和（一一一九～一一二五）のころ、明州昌国の人に海上貿易商人がいたが、彼らが大きな島にたどり着きそこで舟を泊めた。数人が岸に登って薪を取っていると、島の人の気付くところとなり、あわてて舟に戻った。だが一人だけ用を足していて戻ることができず、捕らえられて連れて行かれ、鉄の縄で縛られて、田を耕させられたのであった。その後一二年たって、しだいに馴染み、二度とは再び繋がれることは無くなったのである。

はじめこの島にやって来たころは、島の人が酒を用意して近所の人と集まって、この人をその宴席に呼んで、鉄の箸を焼いてその股の肉をあぶり、（その人が）足をばたつかせて大声で叫ぶたびに、その場にいるものみながどっと大笑いするのであった。親戚の人たちがこのことを聞きつけて、宴会があれば、かならずこの人を借りて連れて行き、そうして彼をもてあそぶのであった。

その後自分が見世物になっていることに気がつき、焼かれる時には痛みに耐え歯をくいしばって声を出さなかった。するとその場にいる者はみんな楽しまず、これ以降はじめてその苦しみを免れることができたのであった。だいたい三年ほどその地に留まり、都合の良い舟を手に入れて逃げ帰った。両方の股はみな亀の甲羅占いの模様のようであった。張昭はその時県令であったが、（のちに）父の洪皓に語った。

【補説】この話は、明州（寧波）の商人が航海中に見知らぬ島にたどり着き、そこで恐ろしい島人に捕まるというものである。海の異界をめぐる話の一種ととらえることも可能であろう。『夷堅志』では他に、「島上婦人」（甲志巻七）、「長人国」（乙志巻八）、「長人島」（丙志巻六）が、本話と同様のモチーフを持つ話である。

これらの話の主人公は、明州（「昌国商人」「長人国」）、泉州（「島上婦人」）、密州（「長人島」）という海上交通の要衝の地の出身である。活発な海域交流を背景に、こうした港町で、海を行く人びとの間にこのような話は語られていたのではないだろうか。

また、例えば「島上婦人」では、泉州の貿易商が遠く三仏斉（サブ

サイ、インドネシア・スマトラにあった）に向かっている。宋代の海域活動が、きわめて広い地域に及んでいることが、こうした話からもうかがうことができるだろう。

ところで、本話と同様のモチーフを持つ話は、宋以前の書物にも散見される。例えば、唐代の牛粛『紀聞』には、新羅から日本へと航海している途中に遭難して、巨人の住む島に流れ着き、捕まってしまう話が見える。（「新羅」（『太平広記』巻四八一引『紀聞』）さらに、本邦の『今昔物語集』にも、良く似たモチーフを持つ説話を見ることが出来る。（本朝世俗部巻三一「佐渡国の人、風の為に知らざる島に吹き寄せらるる語」など）

こうした類似したモチーフの展開と広がりは、中国人の海に対する認識の変化とも関係すると考えられる。さらには、中国のみならず日本などの周辺地域との間で、政治や経済の交流にとどまらず、こうした異界イメージなどの交流が存在したことも見逃してはならないだろう。このことに関しては、現在用意している拙稿「東海異界小考」で詳しく論じる予定である。

（高西成介）

◎趙敦臨夢（甲志巻十一）

【本文】

明州趙敦臨爲太學生、政和戊戌年、詣二相公廟乞夢。夢云、「狀元今歳方生」紹興乙卯、敦臨始登第。狀元乃汪聖錫、生於戊戌、時年十八矣。果符昨夢。

【語釈】

○**趙敦臨**　字は庇民。鄞県（今の浙江省寧波市鄞州区）の人。蕭山県簿、湖州教授を歴任した。　○**太学生**　太学の学生。太学は都におかれた最高学府である。　○**政和戊戌**　政和八（一一一八）年。政和は北宋第八代皇帝徽宗（在位一一〇〇～一一二五年）の年号。　○**二相公廟**　「二相公廟」は都汴京にあった廟で、挙人が都に上ってくると必ずここに参り、夢に吉凶を占ったという。『夷堅志』乙志巻十九に、「京師二相公廟、在城西内城脚下、舉人入京者、必往謁祈夢、率以錢置左右童子手中、云最有神靈（京師の二相公廟は、城西内城の脚下に在り、挙人の京に入る者、必ず往きて謁して夢に祈る、率ね銭を以て左右の童子の手中に置くは、最も神霊有りと云ふ）」とある。また、『梁谿漫志』巻十には、「京師二相公廟、世傳子游子夏也、靈異甚多、不勝載。於擧子問得失、尤應答如響（京師の二相公廟、世に子游・子夏と伝ふなり、霊異甚だ多く、勝げて載せず。挙子に於いて得失を問はば、尤も応答すること響くが如し）」とある。これによれば、この廟には子游と子夏が祀られており霊験あらたかであったが、なかでも進士の合否をめぐる託宣で知られていたようである。　○**乞夢**　夢での託宣を乞うことをいう。『定命録』「魏仍」（『太平広記』巻二七七「夢部二」）に、「（魏）仍後貶齊安郡黄岡尉、准敕量移。乞夢、夢拾得一毛蝿子。與李龜年占議云…（仍 後に斉安郡黄岡尉に貶され、勅に准じて量移せらる。夢を乞ふに、夢に一毛蝿子を拾得す。李亀年と占議して云ふ…）とある。また、『夷堅志』乙志巻五「梓潼夢」には、「成都人羅彦國、累試不第、既四擧、齋戒乞夢（成都の人羅彦国、試を累ぬるも第せず、既に四挙、斎戒して夢を乞ふ）」とあり、本話と同様に科挙の結果を夢に問うている。『夷堅志』中には、他に「鄒益夢」（甲志巻九）、「何丞相」（乙志巻七）にもこの語が見える。　○**紹興乙卯**　紹興五年（一一三五年）。紹興は南宋初代皇帝高宗（在位一一二七

〜一一六二年）の年号。　○**汪聖錫**　汪應辰のこと。初名は洋、字は聖錫、信州玉山の人である。官は吏部尚書。淳熙三（一一七六）年、五十九歳で卒す。諡は文定。玉山先生と称せられる。著書に『文定集』五十巻がある。伝は、『宋史』巻三八七に見える。

【書き下し】

明州の趙敦臨　太学生為り、政和戊戌年、二相公の廟に詣り夢を乞ふ。夢に云ふ、「状元　今歳　方に生まる」と。紹興乙卯、敦臨　始めて登第す。状元乃ち汪聖錫、戊戌に生まれ、時に年十八なり。果たして昨の夢に符す。

【現代語訳】

明州の趙敦臨は太学生であったが、政和戊戌（一一一八）の年に二相公の廟に詣り夢のお告げを乞うた。夢に「（お前が合格する年の）状元が今年生まれるだろう」というお告げを得た。紹興乙卯（一一三五）の年に、敦臨はようやく科挙に合格した。その年の状元が汪聖錫であり、政和戊戌の年に生まれ、その年十八歳であった。本当に以前の夢にぴったりと合ったのである。

（高西成介）

◎王璧魁薦（甲志巻二十）

【本文】

王炳文璧、明州人。靖康元年、赴淮南試于楚州、寓龍興寺。寺大門内有人題曰、「東壁之光、下照斗牛。今年王璧當魁薦。」問諸僧及閽者、皆不知何人所書。是歳王果爲解頭。二事皆唐信道説。

【語釈】

○**王炳文璧**　『夷堅志』では「王璧」に作るが、「王璧」が正しいので、以下、本編ではすべて改めた。王璧は字子潤、号は炳文、明州鄞県の人。王庭秀の子、宣和六（一一二四）年の進士。紹興五（一一三五）年、博学弘詞科を受験し、その魁薦となった。紹興十一（一一四一）年十二月から十二（一一四二）年八月まで通判福州の地位にあった。『苕渓集』巻四十六、『南宋館閣録』巻八、『宝慶四明志』巻八・巻十参照。　○**靖康元年**　西暦一一二六年。北宋第九代皇帝欽宗（在位一一二五〜一一二七年）の年号。同年、金によって開封が陥落し、翌年、徽宗・欽宗が北方に拉致される靖康の変が勃発した。　○**淮南**　長江以北淮水以南の地域。現在の江蘇省・湖北省・安徽省の一部。唐代に淮南道が設置され、北宋代には、淮南東路と淮南西路に分かれた。　○**龍興寺**　宋代において龍興寺という寺名は各地に多く見られるが、楚州の龍興寺に関しては、詳細不明。　○**東壁之光、下照斗牛**　東壁は文章を司る星の名。二十八宿の一つ。斗牛とは呉越地域を指す。従って、学問の星が呉越地域を照らす、すなわち明州出身者が科挙に合格することを暗示しているものと思われる。　○**魁薦**　宋、王闢之『澠水燕談録』巻六に「咸平元（一〇〇三）年、開封發解以高輔堯爲首、錢易次之。易有時名、不得魁薦、頗不平之、上書言試題語渉譏諷。輔堯亦請以解頭讓易。（開封、解を発し高輔堯を以て首と為し、銭易之に次ぐ。易 時に名有るも、魁薦を得ず、頗る之に不平なり、上書して言へらく、試題の語に譏諷あるを渉れと。輔堯も亦た解頭を以て易に譲らんことを請ふ）」とあるように、魁薦とは科挙の首席で合格すること。　○**閽者**　門番のこと。『宋史』巻四百六十二、孫守栄伝に「淮

南帥李曾伯薦諸朝。既出、謁丞相史嵩之、闍者驚異、入白丞相、丞相一見頗喜之。（淮南の帥李曾伯諸朝に薦あり。既にして出で、丞相史嵩之に謁す、闍者驚異し、入りて丞相に白す、丞相一たび見えて頗る之に喜ぶ。）」とある。　○**是歳王果爲解頭**　解頭とは科挙の首席で合格した者のこと。上掲の『澠水燕談録』巻六参照。王璧が科挙に首席で合格したのは宣和六年である。○**唐信道**　諱は閎。司封員外郎、国子司業をへて乾道元（一一六五）年、起居舎人に除せられ、やがて致仕した。『盤洲文集』巻十九・二十一・二十四参照。なお『夷堅志』には彼が洪邁に伝えた記事として、甲志巻十三、婦人三重歯・甲志巻十九、邢氏補頤・甲志巻二十、霊芝寺・乙志巻二、蔣教授・同巻十、余杭宗女・同巻十一、唐氏蛇などがあることから、唐信道と洪邁が親しい関係であったことが窺える。

【書き下し】

王炳文は明州の人なり。靖康元年、淮南に赴き、楚州に試し、龍興寺に寓る。寺の大門の内に人の題する有り、曰く、「東壁の光、下は斗牛を照らす。今年　王璧まさに魁薦となるべし。」と。諸僧及び闍者に問ふも、皆な何人の書く所かを知らず。是の歳、王果たして解頭と為る。二事は皆な唐信道説へり。

【現代語訳】

王炳文は明州の人である。靖康元年、淮南地方に赴き、楚州で解試に臨み、龍興寺に寓居した。寺の大門の中には、

東壁の光、下は斗牛を照らす。今年、王璧まさに魁薦となるべし。

という誰かが書き付けた言葉が記されていた。王炳文は寺の僧侶たちや門番に尋ねたものの、誰がそれを書いたのかを知る者はいなかった。この歳、本当に王は科挙試験に首席で合格した。この二つの話は唐信道が語ったものである。

【補説】本記事では、王璧の科挙受験をめぐる話柄が述べられている。『夷堅志』の情報提供者は、士人・寒人・野僧・山客・道士など実にさまざまな階層の人々によって構成されている。しかし、その大部分を占めていたのは、洪邁に近い官吏たちであった。従って、『夷堅志』の記事には官吏に関するものが圧倒的に多く、また、当時の科挙に対する関心の高さとも相俟って、科挙に関する記事も非常に多い。本記事もその一つである。王璧を「王璧」と誤っているのは、おそらく版本流布過程に生じた誤写によるものと考えられるが、王璧の科挙合格の年を靖康元（一一二六）年としているのは、彼の科挙合格を宣和六（一一二四）年、紹興五（一一三五）年に博学弘詞科を受験してその魁薦となったとする他の史料と齟齬が生じている。『夷堅志』の記事は伝聞に依拠しているが故に、情報提供者の誤解や記憶違いによってこうした年代などの誤りが散見される。王璧が科挙に合格した史実に基づく記事ではあるが、当記事を歴史史料として用いる際には、そうした問題点をもふまえつつ、他史料との校合が肝要である。

（塩卓悟）

◎明州老翁（丁志巻十四）

【本文】

明州城外五十里小渓谷有富家翁、造巨宅。凡門廊廰級皆如大官舍。或諫其爲非民居所宜、怒不聽。財成而翁死、其子不能守。
先是、魏南夫丞相寓城中、無宅可居、及罷相來歸、空槖中得千萬買之。家人時時見老翁往來咨歎、如有恨者、共以白丞相。爲立小室、塑以爲土地、自是不復出。徐閎説。

【語釈】

○**明州城外五十里小渓谷**　後述する魏南夫がのちに明州鄞県の碧渓に居を構え、碧渓先生と称されたので、ここでの小渓谷とは碧渓のことを指すものと思われる。なお、『寶慶四明志』巻十二、山に「石臼山、縣西南五十里光同郷、山坡有石圓、……或有見龍首於山麓、潭上者僊隠山、與此山相連。魏文節公杞作碧渓庵於其上。（石臼山は、縣の西南五十里の光同郷なり、山坡に石圓有り、……或ひは山麓に龍首を見るもの有り、潭上者僊隠山なり、此の山と相ひ連なる。魏文節公杞、碧渓庵を其の上に作る。）」とあるように、明州の西南五十里に位置する石臼山の上に碧渓庵を建てたことが知られる。　○**魏南夫**　生没年は？～一一八四年。諱は杞。寿春（現在の安徽省六安市寿県）の人。紹興二十（一一五〇）年の進士。金通問使に任命されて金に赴き、和議を締結した。その後、給事中、参知政事、右僕射兼枢密使などを歴任し、知平江府に任じられるが、諫官の弾劾にあい職を追われた。のち、復職するも、淳熙十一（一一八四）年に没した。『宋史』巻三百八十五、魏杞伝。　○**土地**　土地の神様のこと。『神俗編』神鬼、土地に「孝經緯、社者土地之神、土地闊不可盡祭、故封土爲社、以報功也、按、今凡社神倶呼土地、惟塋旁所祀稱后土。（孝經緯に、社者土地の神なり、土地闊く盡く祭るべからず、故に土を封じて社を為り、以て功に報ひるなりと。按ずるに、今凡そ社神倶土地と呼ぶ、惟だ塋の旁に祀る所は后土と稱す。）」とある。　○**徐閎**　知桂陽軍を経て、紹熙四（一一九三）年から慶元元（一一九五）年まで南剣州の知州事を勤めた。そのほかの経歴については不詳である。

【書き下し】

明州の城外五十里の小渓谷に富家の翁有り、巨宅を造る。凡そ門廊庁級は皆な大官舎の如し。或るひと諫めるに、其れ民居に宜しき所に非ずと為すも、怒りて聴かず。財成して翁死し、其の子守ることあたはず。
是れより先、魏南夫丞相城中に寓るも、居るべき宅無し。相を罷めて来帰するに及び、空槖の中より千万を得てこれを買ふ。家人、時時老翁の往来して咨歎するを見る。恨み有る者の如し、共に以て丞相に白す。為に小室を立て、塑して以て土地を為る。是れより、復た出でず。徐閎説へり。

【現代語訳】

明州城から五十里離れた小さな渓谷に富家の翁がおり、巨大な邸宅を造った。すべての門や廊下、建物、階段はみな大きな官舎のようであった。ある人が、庶民の分際でこのように立派な邸宅をつくるのはよくないと忠告したが、翁は怒って耳を貸さなかった。やがて翁は財産を築き上げて亡くなったが、その息子はその財産を維持することが出来なかった。
これより前、丞相の魏南夫が明州城内に宿泊したが、住む邸宅がなかった。（のちに）宰相をやめて明州に帰ってくると、から袋の中から大金を得て、この巨大な邸宅を購入した。（こののち）家族のものたちは、時折、老翁が行ったり来たりしつつ、ため息をついて嘆いて

いる姿を目撃するようになった。それはまるで恨みがある様子だったので、みなでそのことを魏南夫に打ち明けた。そこで（魏南夫は）小さな小屋を建て、粘土で神様を造ったところ、それ以後、老翁は二度と現れることはなかった。この話は徐閎が語ったものである。（塩卓悟）

◎明州學堂小龜（支庚巻七）

【本文】

明州大家子弟、聚一學舍。或買得小龜、才闊寸許、而背甲長出覆首、異於常龜。一士最好奇、取育于家。經宿、其妻頓荒忽失度。毎夢追逐男子、項有装飾、不同世人。夢中相接笑語、同室聞之。醒時則云、「是我丈夫也、携之共飲。」士無如之何。

郡（「郘」、似當作「郡」）有宗室子、行天心法、與此士善、許爲攝治。方施法禁、龜從盆内霍霍奔走、徑趨壇上。宗室意其作祟者、譴問之。低首若服罪。乃赦之、送于海、士妻遂寧。

【語釈】

○**經宿**　一夜を経る。　○**同室**　家族もしくは夫婦。　○**丈夫**　成人した男。一人前の男。妻が夫を指して云う言葉。　○**郡**　本文注には、（「郘」、似當作「郡」）とあるが、中華書局本ではそのまま「郘」の字を用いている。前後の文の意味から考え、ここでは、「郡」の文字をとった。　○**天心法**　道教の代表的呪術の一つ。日・月・（北斗）星の三光を呪力の素とする。神々への文書の上奏、神将・神兵の派遣や符・呪の施行、神々へや将兵への感謝と労いの過程を経て、祈雨・祈晴あるいは妖怪・鬼退治、治病などを行った。宋代以降、文献にたびたびみられるようになった。

【書き下し】

明州大家の子弟、一学舎に聚まる。或ひと小亀を買ひ得たり、才（わづか）に闊（ひろさ）寸許（ばかり）、而れども背甲長く出でて首を覆ひ、常亀と異れり。一士最も奇を好み、取りて家に育む。経宿し、其の妻頓（にはか）に荒忽として度を失う。毎に男子を追逐するを夢み、項に装飾有り、世人と同じからず。夢中に相接して笑語す、同室之（これ）を聞く。醒めし時に則ち云へらく、「是れ我が丈夫なり、之（これ）を携えて共に飲まん。」士　之（これ）を如何ともする無し。

郡に宗室の子有り、天心法を行ひ、此の士と善くす、許して治を摂るを為す。方に法禁を施すに、亀　盆内従り霍霍として奔走し、径（ただ）ちに壇上に趨く。宗室其れ祟を作す者と意（おも）ひ、之（これ）を譴問するに、首を低くして罪に服するが若し。乃ち之（これ）を赦し、海に送り、士が妻遂に寧んず。

【現代語訳】

明州の大家の子弟が一つの学舎に集まった。ある者が、小さい亀を買ったが、それはわずか一寸ばかりの大きさで、背中の甲羅が長くつきだして首をすっぽりと覆っており、普通の亀とはまったく異なっていた。奇妙なものを好む一人の士人が、その亀を持ち帰って、家で育てた。一夜明けて、士人の妻がにわかに恍惚として、その様は常軌を逸していた。毎夜、男子と追いつ追われつする夢を見た。その男子は、項に飾りをつけ、この世の者とは思えなかった。夢の中で妻はその男と談笑したが、家族はその話している言葉を聞いた。夢から醒めると、妻は「これは私の夫です。ともに手を携えて一緒に飲むのです。」と

言った。士人はこれをどうすることもできなかった。

郡には天心法が使える宗室の子供がおり、士人と仲がよかったので、摂治を行うことを許可した。彼が法禁を施し始めると、亀が盆の中から飛び出してきて素早く走り回り、すぐに壇上に登った。宗室の者は、この亀が祟りをなす者であると思い、これに厳しく問いただしたところ、亀は首を低くして罪に服している様子だった。そこでこれを赦し、海に送り届けたところ、士人の妻の病気はなおった。

(塩卓悟)

(続)

［附記］本稿は文部科学省研究費補助金、特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」のうちの「日中通俗文芸の体系化を目的とした先駆的研究―小説・芸能を中心論題として」(代表・勝山稔)の研究成果の一部である。

(たかにし　けいすけ・本学准教授、しお　たくご・関西大学非常勤講師)